

かながわ脱炭素大賞表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、かながわ脱炭素大賞表彰要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(表彰の対象)

第2条 要綱第3条に定める表彰の対象は、次に掲げる事項に該当するものとする。

(1) 普及・促進部門

ア 次のいずれかに該当し実践的な普及・促進活動を行った個人若しくは団体で、その内容において活動実績や独自性、普及効果、連携、継続性等において優れていると認められるもの。

(ア) 再生可能エネルギーの導入等や省エネルギーの取組の拡大に貢献したもの

(イ) 脱炭素型ライフスタイルや事業活動の拡大に貢献したもの

(ウ) 脱炭素への関心を高め、学び、行動する人を増やすことに貢献したもの

(エ) 農林水産業、自然災害、水資源・水環境、自然生態系、健康等の各分野で、地球温暖化の影響への適応に係る普及に貢献したもの

イ 神奈川県内で行われた活動であり、原則として、概ね5年以上にわたって継続し、かつ、将来にわたり継続する見込みのあるもの。ただし、功績等が特に顕著な取組にあつては、この限りでない。

(2) 先進技術・導入部門

ア 次のいずれかに該当する個人若しくは団体で、その内容において先進性や独自性、経済性、削減効果の持続性、他者への波及効果又は技術等の普及の度合いが優れていると認められるもの。

(ア) 先進的な再生可能エネルギー及び省エネルギーに係る地球温暖化対策技術又は製品の開発や提供により、従来の一般的な技術等（地球温暖化対策技術及び温室効果ガスの排出がより少ない製品やサービスをいう。以下同じ。）と比べて、温室効果ガス排出量の削減量、削減率又は排出量原単位において優れ、削減に寄与するもの

(イ) 地球温暖化防止につながる革新的又は新しいカテゴリーの製品やサービスの開発・提供を行ったもの

(ウ) その他、温室効果ガスの排出量の相殺を行う製品等の提供などの地球温暖化対策技術の開発・製品化や温室効果ガスの排出がより少ない製品やサービスの開発・提供に関して特に優れた取組を行ったもの

(エ) 再生可能エネルギーの導入やエネルギー使用の効率化等に関して特に優れた取組を行ったもの

イ 神奈川県内で行われた取組であり、原則として、表彰を実施する年度及びその前3年度以内に行われたもの。

(3) ユース未来部門

ア 第1号ア(ア)から(エ)又は第2号ア(ア)から(エ)のいずれかに該当する30歳未満（表彰年度の10月1日時点）の者、学校教育法第1条で定める学校及び専修学校、省庁が設置する大学校、各種学校、保育所（以下、「学校等」という。）又は構成員の過半数が30歳未満（表彰年度の10月1日時点）の者である団体で、その内容において取組実績や若年者らしい独自性、将来性、普及効果等において優れていると認められるもの。

イ 神奈川県内で行われた取組であり、原則として、表彰を実施する年度及びその前3年度以内に行われたもの。ただし、功績等が特に顕著な取組にあっては、この限りでない。

(4) 事業活動温暖化対策計画書制度部門

ア 要綱第3条第1項第4号アに規定する表彰【特定大規模事業者】

事業活動温暖化対策計画書制度に基づき表彰を実施する年度の前年度に県へ結果報告書を提出した事業者であって、評価制度に定める評価項目及び基準に沿って次の(ア)及び(イ)を総合的に評価した結果において優れていると認められるもの。

(ア) 事業活動における温室効果ガスの削減実績が顕著であるもの

(イ) (ア)の削減プロセスにおいてエネルギー消費効率の改善状況、再生可能エネルギー等の導入状況及び2050年までの脱炭素社会の実現に寄与する中長期的な取組が優れているもの

イ 要綱第3条第1項第4号イに規定する表彰【中小規模事業者】

事業活動温暖化対策計画書制度に基づき表彰を実施する年度の前年度に県へ結果報告書を提出した事業者であって、中小規模事業者向けの評価制度に定める評価項目及び基準に沿って次の(ア)及び(イ)を総合的に評価した結果において優れていると認められるもの。

(ア) 事業活動における温室効果ガスの削減実績が顕著であるもの

(イ) (ア)の削減プロセスにおいてエネルギー消費効率の改善状況、再生可能エネルギー等の導入状況及び中長期的取組(2050年までの脱炭素化の表明)が優れているもの

(5) 建築物・特定開発事業温暖化対策計画書制度部門

ア 建築物温暖化対策計画書制度又は特定開発事業温暖化対策計画書制度に基づき計画書を提出し、表彰を実施する年度の前年度に県へ完了届出書を提出した特定建築主又は特定開発事業者であって、その計画書に記載された地球温暖化対策の措置が優れていると認められるもの。

イ アの内容において他者への波及効果等において優れていると認められるもの。

(6) 知事特別賞

県の地球温暖化対策等の推進に貢献した個人若しくは団体で、その功績が特に顕著で知事が特別に認めるもの。

(公募の実施)

第3条 要綱第4条に定める公募等は次により実施するものとする。

(1) 応募は次の様式に必要な事項を記入し、電子申請又は郵送等により行うものとする。

ア 普及・促進部門

(ア) 個人

①申請書(様式1)

②応募(推薦)調書〔普及・促進部門〕(様式2)

③その他参考となる資料

(イ) 団体

①申請書(様式1)

②応募(推薦)調書〔普及・促進部門〕(様式2)

③定款、登記事項証明書、寄附行為、規約、会則等の写し

④その他参考となる資料

イ 先進技術・導入部門

(ア) 個人

- ①申請書（様式1）
- ②応募（推薦）調書〔先進技術・導入部門〕（様式3）
- ③その他参考となる資料

（イ） 団体

- ①申請書（様式1）
- ②応募（推薦）調書〔先進技術・導入部門〕（様式3）
- ③定款、登記事項証明書、寄附行為、規約、会則等の写し
- ④その他参考となる資料

ウ ユース未来部門

（ア） 個人

- ①申請書（様式1）
- ②応募（推薦）調書〔ユース未来部門〕（様式4）
- ③30歳未満であることを証する書類
- ④その他参考となる資料

（イ） 学校等

- ①申請書（様式1）
- ②応募（推薦）調書〔ユース未来部門〕（様式4）
- ③定款、寄附行為、規約、会則等の写し
- ④その他参考となる資料

（ウ） 団体

- ①申請書（様式1）
- ②応募（推薦）調書〔ユース未来部門〕（様式4）
- ③定款、寄附行為、規約、会則等の写し
- ④団体構成員の年齢に関する誓約書（様式5）
- ⑤その他参考となる資料

- (2) 募集期間は別に定めるものとし、郵送の場合は締切当日消印を有効とする。
- (3) 応募は、表彰の部門毎に行うものとする。
- (4) 公募により収集した応募者の個人情報、表彰者等の選考・連絡にのみ使用し、脱炭素戦略本部室が管理する。
- (5) 他薦する場合は、予め被推薦者から、推薦に係る了承を得ることとする。
- (6) 同一の者による推薦は、原則として5者を上限とする。
- (7) 第三者に個人情報を開示する場合は、応募者の同意を得るものとする。

（候補者の選考）

第4条 要綱第5条に定める候補者の選考は、次により行うものとする。

- (1) 審査委員会は、各部門に関する専門的な知見を有する者のうちから知事が依頼する者をもって構成する。
- (2) 審査委員会は、応募（推薦を含む。）のあった候補者を書類により選考する。この場合、必要により、応募者に対し参考資料の提出を求め、また現地調査を行うことができる。

（補則）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成16年9月17日から施行する。

この要領は、平成22年10月5日から施行する。

この要領は、平成23年7月29日から施行する。

この要領は、平成25年9月5日から施行する。

この要領は、平成26年7月25日から施行する。

この要領は、平成27年7月22日から施行する。

この要領は、平成28年7月6日から施行する。

この要領は、平成29年7月6日から施行する。

この要領は、平成30年7月24日から施行する。

この要領は、令和元年7月10日から施行する。

この要領は、令和2年8月27日から施行する。

この要領は、令和6年6月11日から施行する。

この要領は、令和7年5月28日から施行する。

この要領は、令和8年5月28日から施行する。